

## 島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置事業仕様書

## 1 事業名称

島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置事業

## 2 設置場所

島田市新庁舎 1階エントランスホール（島田市中心街1番の1）

## 3 事業内容

- (1) 広告付き案内表示板及び自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の収納と一体で設置可能な広告モニター（以下「AED一体型広告モニター」という。）並びにこれに関連する機器（以下「案内板等」という。）の製作及び設置
- (2) 案内板等の維持管理
- (3) 広告枠に掲載する民間企業等の広告主の募集及び広告の掲出
- (4) 上記に関わる費用は、広告を掲出することで得られる広告収入により一切の費用を賄うものとし、案内板等を設置する事業者（以下「事業者」という。）は、市に広告掲出料、行政財産使用料及び電気料を支払うものとする。

## 4 事業期間

契約締結の日の翌日から令和10年3月31日までとする。

ただし、運用開始日（島田市新庁舎開庁日）までに、機器の設置及び運用試験等を実施すること。

## 5 機器の構成及び仕様等

## (1) 構成及び規格

- ① 機器の構成は、庁舎案内枠、地図枠、広告枠及びAED一体型広告モニター枠で構成すること。
- ② 庁舎案内枠の規格  
1,033mm（幅）×1,400mm（高さ）×150mm（奥行）程度
- ③ 地図枠及び広告枠の規格  
2,527mm（幅）×1,400mm（高さ）×150mm（奥行）程度
- ④ AED一体型広告モニター枠の規格
  - ・ 広告モニター部分：800mm（幅）×1,400mm（高さ）×150mm（奥行）程度
  - ・ AED収納部分：400mm（幅）×400mm（高さ）×180mm（奥行）程度
- ⑤ 実際に設置する機器の寸法については、市と協議の上、決定するものとする。

## (2) 材質、形状、デザイン等

- ① 強度、耐久性に優れた素材を使用すること。
- ② 鋭利な角や縁、突起物等の無い、安全に配慮した形状であること。
- ③ 文字の大きさや配色は、高齢者や色覚障がい者に配慮したカラーユニバーサルデザインとし、多言語表記に努めること。

- ④ 設置場所が公共施設であることを十分に考慮し、周囲と調和の取れたデザインとすること。
- (3) 庁舎案内枠
- ① 庁舎案内枠には、各階の所属名称及びフロア配置図を表示すること。
- ② 市において、庁舎案内枠の内容を更新する必要がある場合は、市と協議の上速やかに更新すること。
- (4) 地図枠
- ① 地図枠には、「島田市全図」及び「島田市役所周辺案内地図」を表示すること。
- ② それぞれの地図には、公共施設や災害時の指定避難場所等、市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ③ 地図は、国土地理院の地図を基に作成し、施設情報にはピストグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用すること。
- ④ 携帯電話をかざす或いはQRコードを読み取る等により、地図や施設の情報等を携帯電話に配信することができること。
- ⑤ 1年に1回以上、地図情報の更新及び張り替えを行うこと。なお、市において、地図枠の内容を更新する必要がある場合は、市と協議の上速やかに更新すること。
- (5) 広告枠
- 広告の枠数、サイズ等は自由とするが、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにすること。
- (6) AED一体型広告モニター枠
- ① 広告用のモニターとAED収納を一体で設置すること。
- ② 広告用のモニターは、50インチ程度の視認性を確保した大きさとし、静止画又は動画を掲出するものとする。
- ③ AEDの仕様については、以下のとおりとする。
- ・保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書及びその他AEDを使用する上で必要なものを付属させること。
  - ・本体及び電極パッドともに医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の認可がされていること。
  - ・JRC蘇生ガイドライン2015に適応していること。
  - ・音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。
  - ・小児に対し使用可能であること。（電極パッドの交換等付属品による対応を含む。）
  - ・ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が通常に戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセルと内部放電）する機能があること。
  - ・バッテリー容量、波形出力システム、内部回路等の機能についてセルフチェックを毎日行うものであること。
  - ・セルフチェック等で異常があればアラーム音を出して、警告する機能があること。
  - ・使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。
  - ・本体、バッテリー及び電極パッドが製造されてから耐用期間内のものであること。

## 6 機器の設置等

- (1) 案内板等は、壁面一体型（埋込み式）とし、位置や施工方法等を市と事前に協議の上、設置すること。
- (2) 機器の設置については、地震等の際の転倒、落下を防止するための十分な対策を講じること。
- (3) 照明及びモニターは、環境負荷の低減に配慮したものとする。
- (4) 電源の入・切は、タイマー等により自動制御できるものとし、時間設定は市の指示によること。
- (5) 電源確保に必要な工事等については、市と事前に協議の上、実施すること。

## 7 広告の審査及び掲出条件等

- (1) 広告の掲出に当たっては、島田市広告付き案内表示板による広告掲載事業実施要綱（平成26年島田市告示第138号。以下「要綱」という。）の規定を遵守すること。
- (2) 掲出する広告は、広告主及び広告内容等について市の審査を受け、承認されたものでなければ掲出することができない。なお、掲出中の広告に要綱に定める要件に適合していないことが判明したときは掲出を中止するものとする。
- (3) 事業者は、広告主の募集及び決定、広告コンテンツの制作及び掲出、広告主との調整等に係る一切の業務を行うこと。
- (4) 広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、受託者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかな解決に努めること。
- (5) 掲出する広告の募集に当たり、事業者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮すること。
- (6) 「広告に関する一切の責任は、広告掲載者に帰属します。また、島田市が推奨するものではありません。」等の表示をすること。
- (7) 広告及び地図の掲載内容等に関する問い合わせ先（設置事業者名及び連絡先）を分かりやすく表示すること。
- (8) 本社、支社又は営業所等が島田市内に所在する企業等の広告を掲出するよう努めること。
- (9) 広告の掲出時間は、窓口業務時間内とする。
- (10) 原則として音声の発生する広告は、不可とする。
- (11) 災害発生等非常時においては、広告の掲出を一時中断することがある。

## 8 維持管理等

- (1) 事業者は、案内板等の定期的な点検、清掃等を行うこと。
- (2) 事業者は、機器に破損、故障等があった場合は、速やかに修理等を行うこと。
- (3) A E D本体の耐用期間及び電極パットやバッテリー等の消耗部品の交換時期を把握し、常時使用可能なように適切な点検、交換を実施すること。
- (4) A E Dを使用した際には、電極パット及びバッテリー等の交換を行うこと。
- (5) A E D本体及び電極パットやバッテリー等の消耗部品の交換を行う際には、5(6)③に記載された事項を満たすよう、十分留意すること。
- (6) A E Dの故障発生等の緊急時に連絡が取れる体制を整え、A E Dが使用できない期間が生

じることの無いよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をAED収納部分等に表示すること。

- (7) 事業者は、事業期間が満了しAEDを撤去することになった際には、市又は他の事業者がAEDを設置するまでの間、AEDが使用できない期間が生じることの無いよう、入れ替え作業に協力するものとする。

## 9 事業計画書の提出

- (1) 事業者は、契約締結後10日以内に市と協議の上、事業計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- (2) 事業計画書には、次の事項を記載すること。なお、記載事項に変更が生じた場合は、その都度、速やかに市に文書で通知し、承認を得ること。
- ① 事業実施方針
  - ② 事業実施工程
  - ③ 事業実施体制表及び組織図
  - ④ 管理責任者、主たる担当者及び担当者の業務分担
  - ⑤ 協力事業者がいる場合は、協力事業者の概要及び担当技術者の業務分担
  - ⑥ その他市が必要とする事項

## 10 費用負担等

- (1) 案内板等の製作、設置、維持管理に要する一切の費用は、事業者が負担すること。
- (2) AEDのメンテナンス、交換及び事故対応等に要する一切の費用は、事業者が負担すること。
- (3) 事業期間満了時の機器等の撤去及び原状回復に係る費用は、受託者が負担すること。
- (4) 事業者は、設置した案内板等の面積に応じ、島田市行政財産の目的外使用料に関する条例（平成17年5月5日島田市条例第55号）に基づく行政財産の使用料を市に支払うこと。
- (5) 事業者は、広告用モニターの放映に必要な電気料（実費相当額）を市に支払うこと。
- (6) 広告用モニターによって広告を掲出する対価（広告掲出料として市に支払う金額）については、受託者からの提案によるものとする。
- (7) 行政財産の使用料、電気料及び広告掲出料については、市が発行する納入通知書により、納入期限までに支払うこと。
- (8) 広告の掲出が運用開始日以降になった場合及び事業期間内に広告枠に空きが生じた場合でも広告掲出料は返還しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき理由で広告を掲出できなかった場合は、別途協議するものとする。

## 11 その他

- (1) 企画提案事項及び質疑応答の内容については、市と協議の上、本仕様書に加えるものとする。
- (2) 案内板等の設置に当たっては、新庁舎建設工事施工者及び移転業者等関係者と必要な協議を行うこと。
- (3) 事業者は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはな

らない。また、本事業の全部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市の了承を得た場合はこの限りでない。

- (4) 事業の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。
- (5) 事業者は、案内板等の製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (6) 案内板等に掲載される写真又は画像データ等を、本事業の紹介等の行政目的のために市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合、事業者は、その利用を許諾するとともに、広告主からも許諾を得るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りでない。
- (7) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- (8) 事業の実施にあたり、疑義が生じた場合は、市と事業者が協議して解決するものとする。